

# 原子力災害対策編



# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的等

### 第 1 計画の目的

真岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務又は作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

### 第 3 計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「原子力災害対策編」として、原子力災害に係る対策を定めるものとするが、この計画に定めのない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は、風水害等対策編を準用するものとする。

### 第 4 修正

市、県及び防災関係機関は、さらに引続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

＜資料編 ・ 真岡市防災会議条例（P 267）＞

＜資料編 ・ 真岡市防災会議委員名簿（P 269）＞

## 第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

### 第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、市民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、市民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」が目安とされている。

#### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」が目安とされている。

真岡市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約48kmの位置関係にあるため、本市に該当する区域はない。

### 第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

### 第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

#### 第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）が設定された。

#### 第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「特定原子力施設」という。）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEALに準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は、次のとおりである。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、市民防護のための準備を開始	PAZ内の市民等の避難準備、及び早期に実施が必要な市民避難等の防護措置を実施	PAZ内の市民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
福島第一原子力発電所に係る 福島県の市民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している市民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している市民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の市民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の市民の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の市民防護措置が実施される場合、近隣県に避難市民の受入れ要請の可能性がある。

## 第4節 運用上の介入レベル

### 第1 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

#### 1 防護措置

##### (1) 避難等の準備と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

##### (2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		$\beta$ 線：13,000 cpm 【1か月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

## 第5節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

### 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本市と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本市から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、真岡市役所から直線距離で約53kmの位置関係にある。

#### ○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離 (市役所より)	142.0km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	各238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	各78.4万kw				110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離 (市役所より)	132.6km				53.2km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	各329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	各110万kw				110万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離 (市役所より)	167.1km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	各329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	各110万kw					各135.6万kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

## 第2 原子力災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(E P Z : Emergency Planning Zone)にも本市の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第3 予測される影響

### 1 栃木県における具体的影響、想定等

#### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など市民生活と産業に大きな影響を与えた。

#### (2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえ防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。県及び市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会がさらなる防護措置の必要性を判断することになっている。

## 第6節 リスクコミュニケーションの充実

### 第1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、市内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

#### 1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

(1) 市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。

(2) 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

#### 2 迅速な情報収集と市民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、県、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、市民等に的確に伝達するよう努める。

#### 3 環境放射線モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

#### 4 市民生活への影響にかかる説明

市民に提供する情報について、市民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら市民に分かりやすく説明するよう努める。

#### 5 相談体制の整備

重大な事故が発生した場合、市民等からの問合せに対応ができるよう、総合的な問合せ窓口を設置するとともに、県、国や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

## 第2章 予 防

### 第1節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県及び関係機関等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

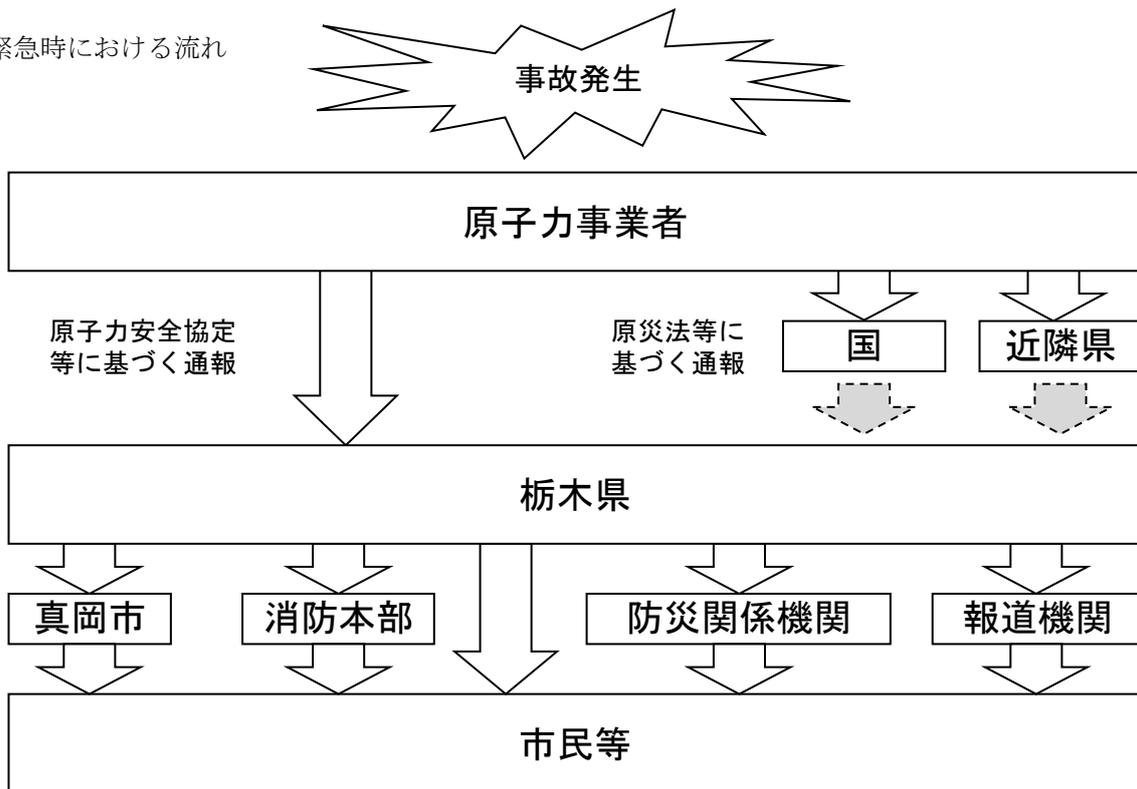
市は、県と平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

#### 第2 通信手段の確保等

##### 1 複合災害への備え

市は、国及び県と連携して、防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ



## 第2節 市民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 第1 情報伝達体制の整備

市は、県、関係機関及び報道機関等からの情報を、防災行政無線、市ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備に努める。

### 第2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

### 第3 相談窓口の設置

市は、県が他市町や消防機関等と連携して設置する市民相談窓口の設置体制等の整備に協力する。

### 第4 情報提供項目

市は、国や県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

## 第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、市民の安全確保を図る。

### 第1 避難体制等の整備

#### 1 避難等の準備

市は、屋内退避の指示が出された場合を想定し、県及び防災関係機関と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

#### 2 避難所の指定等

##### (1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、県の助言を受けて、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保、避難所で必要な資機材等の整備に努める。

##### (2) 避難誘導用資機材

市及び消防機関は、県の助言を受けて、市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

#### 3 避難所、避難方法等の周知

市は、県の助言を受けて、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。

#### 4 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

本県における防護措置は屋内退避を基本としているが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び市は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

### 第2 避難指示の判断

#### 1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

## 【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なもの一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう市民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、県、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。県及び市は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

### 第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行う。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

### 第4 要配慮者等への対応

市は、県の助言を受けて、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

## 第4節 市民等の健康対策

市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制の整備について、県に協力し実施する。

### 第1 資機材の整備等

#### 1 活動用資機材の整備

市は、県が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施する資機材の整備に協力する。

#### 2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のために、県が実施するの資機材の整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県及び関係機関との情報交換に努める。

### 第2 医療救護活動体制の整備

#### 1 基本方針

県及び市は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

#### 2 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

## 第5節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時からの農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、県と連携し、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県と連携し、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

## 第6節 児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、県及び関係機関と連携して、原子力災害発生時に迅速かつ適切に対応できるよう防災体制の整備に努める。

### 第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

県及び市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

## 第7節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

### 第1 道路交通管理体制の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、国及び県の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

## 第8節 市民等に対する普及・啓発活動

災害時において、市民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

### 第1 市民等に対する普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性
- 2 原子力発電所等の概要
- 3 避難等施設の位置
- 4 原子力災害とその特性
- 5 放射線による健康への影響及び放射線防護
- 6 本市の平常時における環境放射線の状況
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 8 屋内退避・避難
- 9 安定ヨウ素剤の服用
- 10 放射性物質による汚染の除去

## 第9節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

### 第1 訓練計画の策定及び実施

市は、県が実施する総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について協力する。

- 1 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時の県モニタリング訓練
- 4 市民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、市民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

## 第3章 応急対策

### 第1節 災害対策本部等の設置

市の地域に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

活動体制の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副市長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員
第1非常体制	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） ②市長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	第1非常体制に該当する職員
第2非常体制	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害の拡大に備える体制	全職員
		災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

#### 第2 注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。

参集者に指定されている災害対策関係職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県等への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報

- (5) 必要に応じて市長等への報告や市民等への周知
- (6) 災害応急対策（小規模）

### 第3 災害警戒本部の設置

市は、特定事象発生の通報を受けた場合（EAL2）又は特定事象発生のおそれがあると副市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

#### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から県を通じて、原災法第10条第1項に定める通報があったとき
- イ 原子力防災管理者から県を通じて、緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- エ その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害警戒本部を設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

#### 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

#### 3 災害対策本部長の職務代決者の決定

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（市民生活部長）が行う。

### 第4 災害対策本部の設置

#### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

##### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力防災管理者から県を通じて、原災法第15条第1項に定める通報があったとき

- イ 原子力防災管理者から県を通じて、緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5  $\mu$  Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- オ その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

## (2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所内に設置する。

## (3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

## 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県庁
- (2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
- (3) 真岡警察署
- (4) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関（隣接市町等）

## 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として風水害等対策編第3章第1節のとおりとする。

## 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整
- (3) 本部の活動体制に関すること
- (4) 各班の活動体制に関すること
- (5) 国、県、他市町等への応援要請
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (7) 応援に関すること
- (8) 災害広報に関すること
- (9) 災害対策本部の解散
- (10) その他重要な事項に関すること

## 5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、市民生活部長が行う。

## 第5 防災業務関係者の安全確保

市、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

### 1 防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

### 2 防災業務関係者の被ばく線量管理

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携の下、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、防災関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や市民等への周知を行う。市は、県からの通報を受け必要な情報を市民へ周知する。

### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

### 第3 応急対策活動情報の連絡

#### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

#### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

##### (1) 要員の確保

市は県と連携し、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

##### (2) 情報の収集等

市は、県や関係機関から原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

#### 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

## 第3節 市民等への情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、多様な媒体を活用して市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

### 第1 市民等への情報伝達活動

#### 1 市民等に対する情報伝達

- (1) 市は、県と連携し、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 市は、防災行政無線等により情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供に努める。
- (3) 市は、県と連携し、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

#### 2 情報伝達の内容等

##### (1) 情報伝達にあたっての留意事項

市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

##### (2) 要配慮者への配慮

市は、市民等への情報伝達にあたっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

##### (3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための市民に対する呼びかけ
- エ 避難市民を受入れる場合、避難市民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

##### (4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- イ 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

##### (5) 誤情報の拡散への対処

市は、県の公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

## 第2 市民等からの問合せに対する対応

### 1 相談窓口の設置

市は県と連携し、市民等からの問合せに対応する窓口を設置する。

### 2 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

### 第1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるにあたっては、市のほか、県、警察、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

### 第2 屋内退避、避難等の実施

#### 1 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県及び市は、市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

#### 2 避難誘導等

(1) 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等を行う。

(3) 市は、県、警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

#### 3 避難状況の確認

県及び市は、警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握するものとする。

### 第3 安定ヨウ素剤の服用等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

### 第4 避難所等の開設、運営

#### 1 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

#### 2 避難所の管理・運営

(1) 県及び市は、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 県及び市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、避難者のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

(2) 県は、市から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

## 第5 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の市民が栃木県に避難することが予想される。

市は、県外広域避難協定等に基づき、県外住民の避難受入を実施する。

また、状況に応じて、県に対し必要な協議、調整及び支援を要請する。

## 第6 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 医療・救護活動等

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

### 第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

#### 1 避難者等に対する健康相談等の実施

県は、市や国と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		$\beta$ 線：13,000 cpm 【1か月後の値】	

#### 2 相談窓口の設置

市は県と連携し、健康福祉センター等に市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

### 第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

市は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

市は、国や県が行うモニタリング検査結果に基づき、市民に対して広く周知するとともに、生産者等に対して出荷自粛を要請するなど必要な措置を講じる。

### 第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。市は、当該情報の提供を受けた場合は、速やかに市民に周知する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

### ■ 食品中の放射性物質の基準値等

#### 【飲食物摂取制限の基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を特定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

### 【食品中の放射性物質の基準値】

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

## 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、市は、関係団体等と協力し生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って市民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等と協力し生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、市民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。市は、生産者及び市民等へ広く周知する。

## 第3 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

## 第4 食品等の供給

市は、食品等の摂取制限等の措置を県が指示した際、県と連携し、関係市民への応急措置を講じる。

## 第7節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

### 第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、国や県と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第8節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第9節「緊急輸送活動」を準用する。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 市民等の健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

#### 第1 市民への対応

市は、県と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対するこころのケアを含む健康相談を実施する。

#### 第2 健康影響調査

##### 1 調査の検討

市は、県と連携し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、こころのケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

##### 2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

##### 3 メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、こころのケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者もこころのケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

#### 第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

##### 1 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けたこころの影響は、長期化することや数か月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

##### 2 こころのケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においてはこころのケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

### 3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。
- (2) 学校等の設置者は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

## 第2節 風評被害対策

県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

#### (1) 農林水産物

市は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

#### (2) 工業製品等

市は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

### 第2 観光業に係る対策

市は、県と連携して報道発表や市ホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

また、本市を訪れている観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

### 第3 被害者の救済

市は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県等と連携して事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

### 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市は、国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 第1 基本方針

市及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

#### 第2 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、県、市等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺市民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会) なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺市民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。
- ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業員の受ける放射線の量の管理を行う。
- ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺市民の受ける線量が10 μSv/年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考資料編)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成28年9月追補環境省）

### 第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

#### 1 国が処理する廃棄物

県、市、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引渡すまでの間、適切に保管する。

#### 2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

県、市排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県は、市、処理業者等に対し、専門的な知見に関する情報提供等を行う。

#### 3 その他

県及び市は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

県及び市は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

## 第4節 損害賠償

市及び県は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

### 第1 事業者等への支援

市及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除

市及び県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

### 第1 状況の把握及び解除の指示

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。